

## 添付資料04 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。

### 1 既存住棟等の解体撤去（第1期）

現在建設中の県営鳴海住宅0街区のA棟が竣工し（令和3年4月竣工予定）、第1工区の既存住棟（2-5号棟～2-8号棟）の入居者のA棟への移転完了後（本事業対象外）、第1工区に存在する当該住棟等の解体撤去を行う。

### 2 建替住棟等の整備（第1期）

第1工区にて建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。

### 3 既存住棟等の解体撤去（第2期）

現在建設中の県営鳴海住宅0街区のF棟が竣工し（令和4年1月竣工予定）、第2工区の既存住棟（2-9号棟～2-12号棟）の入居者のF棟への移転完了後（本事業対象外）、第2工区に存在する当該住棟等の解体撤去を行う。

### 4 建替住棟等の整備（第2期）

第2工区にて建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。

### 5 既存住棟等の解体撤去（第3期）

建替住棟等の整備（第1期）が完了し、第3工区の既存住棟（2-1号棟～2-4号棟）の入居者の第1期建設住棟への移転完了後（本事業対象外）、第3工区に存在する当該住棟等の解体撤去を行う。

### 6 建替住棟等の整備（第3期）

第3工区にて建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。